

【開会セッション】

(ア) 伊藤剛 政治経済学部教授 挨拶

本日7月12日は、タイミング良くオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所が南シナ海の問題に関して、裁定を下す日。それを狙って、シンポジウムを開催。

(イ) 中谷元 防衛大臣 基調講演

本日の対話テーマである「アジアの海」であるが、折しも本日は、フィリピン・中国間での南シナ海の領有権をめぐる仲裁事案の裁定が常設仲裁裁判所にて下される日である。これは3年前にフィリピン政府が南シナ海を巡る中国の主張や活動について、15の申し立てを行い、仲裁裁判所に判断を求めたものである。この裁定は、南シナ海問題に対する初めての国際司法判断であり、国際社会がしっかりとその判断に従うこと期待する。

日本政府は3年前から中国政府に対して、「力による現状変更」は認められないと主張し続けてきた。特に毎年シンガポール・シャングリラで開催されるアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）では、各国の国防大臣などが出席し、様々な議論を行うわけだが、2014年のアジア安全保障会議において、安倍総理は海における法の支配のあり方について3つの原則を主張された。すなわち、(1)「国家はなにごとか主張をなすとき、法にもとづいてなすべし」、(2)「主張を通したいからといって、力や、威圧を用いないこと」、(3)「紛争解決には、平和的収拾を徹底すべし」である。これら主張に対しては、ASEAN各国から非常に大きな支持を得た。私も昨年から同会議に出席し、「シャングリラ・ダイアローグ・イニシアティブ（SDI）」（①共通のルールと法規の普及、②海と空の安全保障、③災害対処能力の向上）を提唱している。引き続き日本政府としては、原理原則を大切にしながら、国際社会の中で様々な国々と連携し、海洋の平和、安全、安定、秩序を守っていく。

【セッションⅠ：グローバルな視座からみたアジアの領土海洋問題（The Security of Maritime Asia from a Global Perspective）】

(ウ) ゲエン・ティ・ラン・アン ベトナム外交学院南シナ海研究所副所長

南シナ海には3つの問題がある。すなわち、一つ目は、領有権問題である。南シナ海の領有権問題は、1970年代から顕在化したが、ベトナムと中国はこれまで少なくとも2度、軍事衝突を引き起こした。1974年に西沙諸島で、1988年に南沙諸島で。こうした不法な武力行使によって、南シナ海の問題が複雑化している。二つ目は、海洋の領有権に関する問題である。海洋におけるいかなる活動も国連海洋法条約（UNCLOS）の規定に従って進められるべきものである。フィリピンは、中国が南シナ海で主張している「九段線」が、何に基づいてそのような主張をしているのか追及するべく、国際仲裁手続きを起こした。また、南シナ海は沿岸国が主張する領有権の面積が大きく、世界で最も往来の多いシーレーンでもあり、常に、いかにして「航行の自由」を確保するかという問題が横たわる。三つ目は、紛争解決メカニズムの構築である。南シナ海では、平和的な解決手段が「二国間交渉」のみであり、「多国間交渉」はほとんど機能していない。今後、海洋資源をどう使い、航行の自由をどのように保護するのか、といった行動規範を早急に策定させる必要がある。

(エ) 佐藤考一 桜美林大学リベラルアーツ学群教授

南シナ海における中国の低強度紛争（LIC）に関する事例として、2011年の中国法執行船（海監）がベトナム、フィリピンの資源探査船に対してケーブルを切断した事案、2015年7月の中国の海軍の戦車揚陸艦によるベトナム漁船への体当たり事件などが挙げられる。これら低強度紛争では、漁民から成る海上武装民兵（海上民兵）が作戦に参加している。海上民兵の任務は、漁業に従事するほか、海軍、海警のための情報収集、偵察、補給、妨害工作など多岐にわたる。2009年のインペッカブル（音響測定艦）妨害事件や2010年9月の尖閣諸島沖での中国漁船と日本巡視船の衝突問題も海上民兵による事件である可能性が大きい。海上民兵の問題点としては、(1) 平服で漁民と区別がつかないこと、(2) 国際法上、漁民と兵士のグレーゾーンである海上民兵の扱いをどうするか、などである。

(オ) 由冀 澳門大学教授

今、南シナ海で何が起こっているかといえば、軍事化である。関係諸国は自国の島の領有権の確保（あるいは領有権を取り戻す）のために、軍事演習や埋め立て等を行い、最悪のシナリオに向けた準備を推し進めている。例えば、米国の戦艦が中国の領海を通過する際には、最悪のシナリオを想定しながら、それに対する方策（武器を準備するなど）を考える。また、中国から見れば、米国などが南シナ海で実施している「航行の自由作戦」は、米国との緊張を高めるだけの行為でしかない。

今後もこうした挑発行為が続ければ、いずれは戦争へと悪化する危険性がある。領有権問題はすぐに解決できる問題ではないが、実際の戦争だけは避けなければならない。そのためにも、今我々がすべきことは、「現状」を維持することである。今回のような国際仲裁手続きを取るような道を選べば、今後新たな紛争を起こすことにもなりかねない。

(カ) 庄司智孝 防衛省防衛研究所地域研究部米欧ロシア研究室長

現在、南シナ海では、中国による軍事化や軍事拠点化に加えて、米海軍による「航行の自由作戦」の実施も相まって、米中間での軍事的緊張が高まっている。他方、日本は南シナ海において領有権の主張は行っていないが、同地域が日本にとって重要な海上輸送交通路（シーレーン）であることは論を待たない。こうした中、日本がとるべき戦略的アプローチは次の3つである。すわなち、一つ目は、ASEAN の枠組みを活用した政治協力である。南シナ海において、日本と ASEAN 諸国は、今後どのような協力ができるのか、もっと検討するべきである。二つ目は、ASEAN 諸国で（主権的権利を）主張している国との二国間協力の拡大である。日本はすでにフィリピン、ベトナムとの間では、様々な支援（巡視艇の供与や海上警察機能の向上など）を行っているが、これをさらに拡大させる必要がある。三つ目は、南シナ海における日本のプレゼンスの強化である。

(キ) ヒクマハント・ジュワナ インドネシア大学教授

本日夕刻には、仲裁裁判の裁定が出て、中国が南シナ海で主張している「九段線」に関して、何らかの判断が下されることになる。フィリピンはこの「九段線」がUNCLOS違反であり無効だと主張している。他方、中国はフィリピンが提訴して以降、仲裁裁判所の管轄権を否定し続けているほか、裁定日直前まで軍事演習を行うなど、南シナ海での高压的な態度を強めている。仮に裁定が中国に対して否定的な内容であった場合、アジアの海の安全は確保されるのだろうか。今後、一番考えられるシナリオとしては、南シナ海における沿岸国の関係が新しい局面に突入することではないか。現時点では、具体的なシナリオについて予測することは難しいが、少なくとも南シナ海の平和は維持されるのではないか。例えば、インドネシアは中国と南シナ海南部の海洋権益を巡って対立が続いているが、中国にとってインドネシアは重要な貿易相手国ということもあります、インドネシアのインフラプロジェクトを支援している。中国の対応も徐々にではあるが、軟化しつつある。

【セッションII：開かれた自由で平和なアジアの海を維持するために (The Security of Maritime Asia from a Global Perspective)】

(ク) 山田吉彦 東海大学海洋学部教授

今、中国の戦略としては、拠点をつくり、灯台を建設することにある。灯台は明確に権利の主張になる。例えば、尖閣諸島を日本の領土として明確に主張する手段の一つに、尖閣諸島の灯台を海上保安庁の管理にし、世界の灯台表に日本の灯台として登録する手法がある。今回の常設仲裁裁判所の判断は拘束力を持つが、強制力はなく、中国にどのような形で決められたルールを守らせるのかが一つの焦点になる。現在、「九段線」の議論が進んでいるが、南シナ海、特に南沙諸島の地図を見ると、それぞれの国が実効支配しているエリアというのが入り組んでいる。従って具体的に線を引くということはほぼ不可能に近い。今後、南シナ海における国際秩序を誰が構築するべきなのか。私はかつて取り上げられた「海賊対策」がヒントになるのではないか。2001年に、日本海上保安庁、外務省が中心となって、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)が結ばれ、同協定には、約20カ国が参加した。しかしながら、主要なプレーヤーであるインドネシアとマレーシアは加盟していない。このことから、主要な国、あるいは近隣国が加盟しなくとも、残された国だけで手を携えることはできる。

(ケ) ファン・カン・ミン ハノイ国家大学人文社会科学大学学長

本日の常設仲裁裁判所の裁定でどのような判断が下されても、南シナ海における法的秩序の構築には、長い年月がかかることになるだろう。2013年1月22日にフィリピンが南シナ海に関する争議について仲裁を提起して以降、中国は一貫して仲裁裁判所が同問題に関する管轄権を持っていないというキャンペーンを繰り広げている。こうした動きに対して一部の国々が支援を表明したが、残りの多くの国々による支援の表明はなかった。こうした状況の中、今後中国はどのようなアクションをとるのかと問われれば、およそ次の3つのシナリオが考えられる。すなわち、一つ目は、仲裁裁判所の裁定を無視し、防空識別圏(ADIZ)などを設定する、二つ目は、(可能性は低いが)南シナ海の活動を沈静化させる、三つ目は、外交的な解決を探る。いずれにせよ、今回の裁定が中国にとって一つのターニングポイントになり得ると考えられるが、法に基づいた地域秩序の形成には、まだまだ時間がかかるであろう。

(コ) 浅野亮 同志社大学法学部教授

南シナ海紛争全体では、軍事化の流れがあるが、仲裁(Arbitration)に関しては、中国の行動は非常に抑制的に見えるのではないか。批判は一部の知識人や外交官に限られているほか、北京や上海などの都市では、デモンストレーションも起き

ていない。つまり、中国当局が非常に神経質になっているということが伺える。ここから推測できることは、中国は、今日以降、「妥協」を模索していくことになるだろう。ただ、この「妥協」の中身はまだはっきりしていない。中国もこれからどうすべきなのか、模索している段階にあると言える。今のところ中国もほかの国々も、法律戦、世論戦、心理戦と言われているが、いわゆる3つのタイプの戦争を、実は中国に限らず、日本もASEAN諸国もやってきた。どの国も何をすべきかを一步一步模索しながら、全体の安定と、それを犠牲にしての自国の利益の間のバランスをとっていくのではないか。

(サ) ヴァージニア・ワトソン アジア太平洋安全保障センター教授

本日の仲裁裁判所の裁定が下された場合、中国側は反論、交渉が出来なくなり、戦略的にはフィリピン側に有利になるのではないか。今回、フィリピンのみが仲裁を提起したわけだが、今後はASEAN全体で協力していく必要がある。また、今後の中国の出方によつては、日本、オーストラリア、韓国、インドなどによる協力も必要不可欠になるであろう。しかしながら、フィリピンが有する沿岸警備隊は決して強い力を持っているわけではないので、その能力開発が喫緊の課題と言える。また、佐藤先生が指摘したとおり、グレーゾーンの問題は非常に重要である。このグレーゾーンの中では、従来型の軍事紛争より、より低いレベルの紛争がしばしば起こりうる。今後、グレーゾーンにおいて大きな戦争に発展させないためにも、早急に罰則規定を設ける必要がある。

(シ) 鈴木健人 情報コミュニケーション学部准教授

私の専門は冷戦の初期の外交史である。今日はその専門的見地から、より広い時間的視野に基づき、アジアの領土海洋問題について考えてみたい。結論から言えば、現在この地域には負のスパイラルが生じているといえる。それはあたかも、サラエボで放たれた一発の銃弾がその後全ヨーロッパを巻き込む第一次世界大戦にまで発展した時と酷似している。最近の中国の政策を見ていると、戦争が起つてもやむを得ない政策を次々と打ち出しておらず、非常に危惧している。今後、国際社会は、戦争に至らない手段で、どのようにして中国の行動を変化させることができるのか、知恵を絞る必要がある。もし中国が、明確に現状を大きく変更しようとチャレンジャーの立場をとり、アジアの中国周辺国が慎重な政策をとれば、結果的に宥和政策になってしまう危険性がある。むしろ早い段階から厳しい態度に出て、中国の行動をチェックする必要があるのではないか。

【総括セッション（Wrap-up Session）】

(ス) デビッド・ウォルトン 西シドニー大学准教授

現在、南シナ海では米中間の緊張が高まっている。このため、我々はアジア太平洋共同体形成に向けて、米中が受け入れ可能な枠組みを早急に形成する必要がある。また、経済分野においては、オーストラリアを含むアジア太平洋諸国の多くは、中国と活発な経済交流を行っている。しかしながら、安全保障分野になると課題が残る。一筋縄ではいかないが、今後、中国とは経済分野のみならず安全保障分野においても、協力関係を促進させるべきである。

(セ) 伊藤剛 政治経済学部教授 総括

一般的な日本人が抱く中国に対するイメージとして、習近平政権以降、中国国内での締め付けが厳しくなり、対外的には、核心的利益をめぐって、特に南シナ海は絶対に守り抜く、というものではないか。最近の南シナ海に関する国際会議で奇妙に思うことは、海洋の話をしているのに、「テリトリー」という言葉を用いて、海も陸も島も同じ前提になっているということであった。陸上の領土が、「自然延長」されているような感覚である。

また、今日のセッション名にもあるが、「グローバルな」公共財として海を位置付けることは、言うのは簡単だが、実際にそれを行うことは容易なことではない。公共財というのは、財を供与することに対するインセンティブが何もない。そこで、インセンティブがあるようにするために、陸地延長論の理論を都合よく用いるのであり、だからこそ、中国は海を指して「テリトリー」という言葉を使っているのだろう。

その結果、海洋空間はゼロサムとなり、ある国のインセンティブは別の国に損害をもたらすこととなる。これは要するに、平和はただではないという話にもつながる。個人的には、領土問題、排他的經濟水域、そして航行の自由、のいずれもが満たされなければ、開かれた自由で平和なアジアの海にはならないのではないか。また、米国の役割にも限界がある中で、一体、我々は何をしなければいけないのか、真剣に考える時にきている。